

今こそ暴力団との関係遮断を

埼玉県警察本部
暴力団排除対策室

～ 暴力団から被害に遭う方を一人でも減らすために ～

事業者の皆様には、埼玉県暴力団排除条例の趣旨に則り、平素から暴力団排除活動に取り組んでいただき、厚く御礼申し上げます。

埼玉県警では、暴力団員からのみかじめ料や用心棒料の要求といった不当要求行為から県民、事業者の方々を守るため、暴力団対策法に基づく中止命令を発出して、暴力団との関係遮断を支援しています。この中止命令により、暴力団員は再び不当要求をすると検挙されることとなりますので、県民、事業者の方々には近寄ることができなくなります。



暴力団員から不当要求を受けていながら報復を恐れて、警察に被害を申告できていない県民、事業者の方々はいませんか？

暴力団は、組織的な暴力性を背景に、違法、不当な資金獲得活動を繰り返す組織であり、暴力団との関係遮断には、暴力団対策法の適用等、警察による支援が有効です。

本来であれば、警察官が皆様の事業所、店舗を一軒一軒訪問して、暴力団員から不当要求を受けていないか相談を受けたいところですが、新型コロナウイルス感染拡大予防対策により全ての事業所、店舗に訪問することは難しい状況であるため、本文書をもって暴力団との関係遮断を呼びかけさせていただきました。



今こそ暴力団員からの不当要求を断り、暴力団との関係を遮断しませんか？

暴力団員から不当要求を受けている方、或いは不当要求を受けている方を知っている方は、最寄りの警察署刑事課、または県警本部暴力団排除対策室まで、ご連絡下さい。



埼玉県警察本部
捜査第四課 暴力団排除対策室
電話 048-832-0110(内線 4545・4546)

